

入 札 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 11 月 28 日

鳥取県営病院事業管理者 萬井 実

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

物件の名称	所在地	区分	地目等	面積（㎡）		構造	取得日
上余戸医師公舎用地	倉吉市上余戸字堂面475番16	土地	宅地	実測 (公簿)	994.07		
上余戸1号棟	倉吉市上余戸字堂面475番16	建物	居宅	実測	79.48	軽量鉄骨造スレート・亜鉛メッキ鉄板葺2階建	昭和49年 3月6日
上余戸2号棟	倉吉市上余戸字堂面475番16	建物	居宅	実測	79.48	軽量鉄骨造スレート・亜鉛メッキ鉄板葺2階建	昭和53年 2月28日
上余戸3号棟	倉吉市上余戸字堂面475番16	建物	居宅	実測	79.48	軽量鉄骨造スレート・亜鉛メッキ鉄板葺2階建	昭和53年 2月28日
上余戸4号棟	倉吉市上余戸字堂面475番16	建物	居宅	実測	79.48	軽量鉄骨造スレート・亜鉛メッキ鉄板葺2階建	昭和56年 2月28日

詳細は、入札参加要領及び物件調書のとおりだが、上記の土地及び建物全 4 棟を一括で売却するものとし、分割での売却は行わない。

(2) 売払方法

一般競争入札

(3) 最低入札価格

14,023,000円

上記金額は、(1)の全ての建物の撤去費を含む価格である。

2 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 政令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

3 契約する者

鳥取県営病院事業管理者 萬井 実

4 入札手続及び契約に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県病院局総務課

電 話 0857-26-7885

ファクシミリ 0857-26-8135

電子メール byouinsoumu@pref.tottori.lg.jp

5 入札手続等

(1) 入札参加要領等の交付方法

本件公告の日から開札日の前日までの間に、インターネットの鳥取県病院局総務課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/byouinkyoku/>)から入手すること。

ただし、これにより難しい場合は、4の場所において本件公告の日から開札日の前日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に直接交付する。

(2) 入札に係る事前手続

ア 本件入札に参加を希望する者は、入札参加要領の3（1）で示す事前提出物を、4の場所に令和8年1月16日（金）午後5時までに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

イ 代理人により入札を行う場合は、アの提出書類の他、委任状（入札参加要領様式第3号による。）を、入札時に提出すること。

(3) 現地見学会

令和7年12月17日（水）午後1時から午後2時までの間に実施する。参加希望者は、同月12日（金）までに4の場所に電子メールで申し出をすること。なお、参加希望の申し出がない場合は実施しないこととする。希望者多数の場合は日程調整の上、別途行う場合がある。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年1月30日（金）集合時間：午後2時20分 開札時間：午後2時30分

イ 場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁 議会棟 第13会議室

(5) 郵便等による入札

不可

(6) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うこと。

イ 入札書は、入札参加要領の4に示すところにより記入押印し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

ウ 入札書の作成、提出方法の詳細は入札参加要領を参照すること。

(7) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として入札しようとする金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、銀行が振り出し、又は支払保証した小切手をもって入札保証金に代えることができる。

なお、落札できなかった場合は直ちに返還するものとする。

(8) 契約保証金

落札者は、契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

落札者が納付した入札保証金は、これを契約保証金の一部に振り替え、不足分を納付するものとする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加要領に掲げる無効条件に該当する入札及び鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、本件公告又は入札参加要領に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否及び契約条項

要。別添「公有財産売買契約書案」を承知の上、入札すること。

(4) 落札者の決定方法

本件公告に掲げる最低入札価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、別に定める方法によるくじで決定する。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札参加要領による。